

お客様各位

平成30年1月1日

新年明けましておめでとうございます。新たな気持ちで今年も頑張っていきたいと思い、皆様方のご健勝と益々のご発展を心から祈っております。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務

2. 平成30年度税制改正

1. 今月の事務

1月は税金関係の事務が沢山あります。

(1) 年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行なう必要があります。

①納付税額の計算と納付書の作成として、1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額となり、納付書（徴収高計算書）を作成する際には「年末調整による過不足税額」欄に該当金額を記載します。

②未提出の証明書類の提出督促として、年末調整の際、生命保険料や地震保険料の払込証明書、住宅借入金特別控除証明書など、各種控除に必要な証明書類を提出しなかった社員がいる場合は、改めて提出を促します。これらの証明書類が提出されないと、社員は各種控除が受けられず、事務的にも年末調整の再計算を行なって不足額を徴収（控除）する手間が発生します。

なお、源泉所得税について、納期の特例を適用して半年毎に納付する場合の今回の納期限は1月22日（月）です。

(2) 法定調書の作成と提出

1月は、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、各種法定調書の提出月です（提出期限は、原則として1月末日です）。税務署から配布された複写式用紙の内、源泉徴収票は、1通を社員本人に交付しますが、本人に交付する源泉徴収票にはマイナンバーを記載しないようにして下さい。ちなみに、この源泉徴収票には1年間の給与の収入金額と所得税の年税額が記載されていることから、ほかに所得のない給与所得者にとっては、所得税の確定申告書に準ずるものと考えられています。また、平成29年中の給与等の金額が150万円を超える役員あるいは役員だった人や、同じく500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出しますが、こちらにはマイナンバーの記載が必要です。

給与支払報告書は、2通とも、各人の平成30年1月1日現在の住所地の市区町村に提出しますが、平成29年中の退職者で給料が30万円を超える者も対象になります。こちらもマイナンバーの記載が必要です。法定調書を作成したら、それらをまとめた合計表（「給与所得の源泉徴収票合計表」など6種類）を作成し、期限までに管轄の税務署にあわせて提出します。

(3) 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税です。

このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。申告用紙や説明書などは、平成29年12月中に市町村から送られてきます。提出期限は、原則として1月末日ですが、市町村によっては早いこともあるので注意が必要です。

2. 平成 30 年度税制改正

昨年末に公表された平成 30 年度税制改正についてまとめました。

政府は「新しい経済政策パッケージ」として、2020 年までの 3 年間で「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員することを掲げ、今回の税制改正には、例年になく大胆な措置が盛り込まれています。

<法人税>

大企業向けとしては、上記の政策実現のため、アメとムチが示されました。アメとして、法人税実効税率が 20%になるよう、所得拡大促進税制を大幅に拡充し、対前年度賃金増加額の 15%の税額控除と、情報連携投資等の促進に係る税制 (IoT 投資税制) を創設し、企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資を行った場合、設備等の取得価額について特別償却 (30%) 又は税額控除 (5%あるいは 3%) ができる措置が講じられます。

ムチとして、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業に対して、研究開発税制等の適用を認めないこととします。

中小企業向けとしては、事業承継税制を抜本的に見直し、10 年間の特例措置として、納税猶予の対象となる株式が、従来は発行済議決権株式総数の 3 分の 2 であったものを全てとし、更に、承継後に廃業した場合に、従来は課税されたものが、今後は相続税・贈与税が掛らないこともあります。

<所得税>

所得税では、個人所得課税の見直しとして所得控除が 2020 年から変更されます。

サラリーマン向けの給与所得控除は、控除額が一律 10 万円引き下げられ、更に、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を従来の 1,000 万円から 850 万円に引き下げた上で、その上限額が 195 万円に引き下げられます。つまり、年収 850 万円を超えるサラリーマンには増税となりますが、子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように配慮がなされます。

次に、全ての所得者に適用される基礎控除について、控除額が一律 10 万円引き上げられます。フリーランスや個人事業主には朗報ですが、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用ができないこととなります。

<電子申告の義務化>

資本金の額が 1 億円を超える大法人については、2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税等・消費税の電子申告が義務化されます。そして、新聞紙上では大きく取り上げられなかったのですが、個人事業では、青色申告特別控除の控除額が 65 万円から 55 万円へ引き下げられる一方で、電子申告を実施すれば 10 万円の控除が認められるため、従来通りの 65 万円控除が可能となります。

この際、税理士に依頼して電子申告をした方が有利かもしれません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>